

技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度のご案内 ～在留資格が「特定活動（就労不可）」の方も対象です～

技能実習生であるあなたは、実習実施者との雇用関係の下、日本の労働関係法令によって法的に保護されています。

新型コロナウイルスの感染拡大によって実習実施者が休業するときや、解雇された場合、次の仕事を探す場合に、技能実習生が利用できる制度がありますので、対象となる場合は、ためらわずに利用しましょう。

雇用保険の給付（基本手当）

労働者が失業し、次の仕事を探す場合に生活の安定を図るために必要な給付を行います。次のような一定の条件を満たしていれば、技能実習生であっても雇用保険の給付（基本手当）を受けることができます。（なお、この制度は日本人も技能実習生も同じく適用されます。）

対象者

- ・技能実習の途中で解雇等され、次の就労先を探す技能実習生
- ・技能実習終了後、帰国困難であるため就労先を探す技能実習生

※いずれも、在留資格「技能実習」、「特定活動（就労不可）」及び「短期滞在」（5月20日までに「技能実習」からの在留資格変更許可を受けた方）に限る。方が対象です。

1 ハローワークへの求職の申し込み

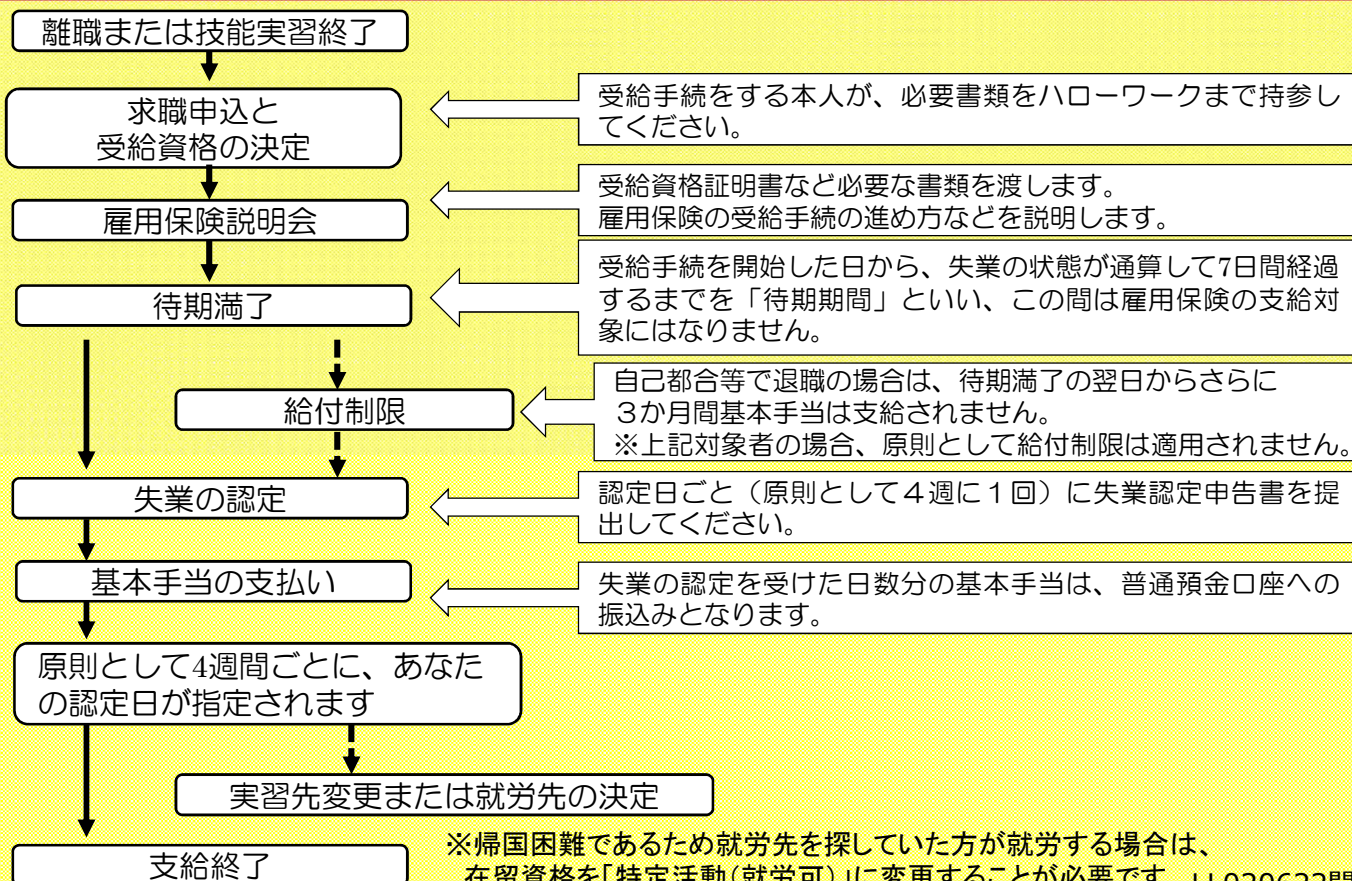
離職後に基本手当を受けるためには、ハローワークに求職の申し込みを行う必要があります。

2 雇用保険被保険者期間が12ヶ月以上あること

離職の日以前2年間に、雇用保険被保険者となった期間が12ヶ月以上あることが必要です。

ただし、実習実施者の倒産や事業の縮小などの理由で失業した場合には、離職の日以前1年間に、被保険者となった期間が通算して6ヶ月以上ある必要があります。

<雇用保険（基本手当）受給手続の流れ>



事業活動の縮小を余儀なくされた会社には、一定の要件を満たした場合に受けられる雇用調整助成金という制度があり、会社で技能実習生を休業させるときにも、こうした助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力が求められています。また、休業の間に、技能実習生が休業に対する手当が支払われていない場合は、技能実習生が申請できる制度も新たに設けられます。

※ なお、労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中、休業手当を支払わなければならないこととなっています。

詳しくは、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。
ホームページでも、関連情報をお伝えしています。

- 雇用保険の給付（基本手当）に関する問い合わせ：
➢都道府県労働局公共職業安定所（ハローワーク）
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



- 休業手当を含め賃金など労働条件等に関する問い合わせ：
➢外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件相談ほっとライン、外国人労働者相談コーナー：
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



- 在留資格に関する問い合わせ：
➢法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>



外国人技能実習機構 母国語相談ホットラインのご案内

外国人技能実習機構では、

- ・仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- ・賃金や時間外労働などについて実習先で違反があると感じたとき
- ・意に反して帰国させられそうなとき
- ・日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき

など、技能実習生の幅広いお悩みに関する相談を、みなさんの母国語で受け付けています。
詳しくは、外国人技能実習機構のホームページ（<https://www.otit.go.jp>）をご覧ください。



母国語相談ホットライン（11:00～19:00 無料）

・ベトナム語	毎週：月～金	TEL：0120-250-168
・中国語	毎週：月・水・金	TEL：0120-250-169
・インドネシア語	毎週：火・木	TEL：0120-250-192
・フィリピン語	毎週：火・土	TEL：0120-250-197
・英語	毎週：火・土	TEL：0120-250-147
・タイ語	毎週：木・土	TEL：0120-250-198
・カンボジア語	毎週：木	TEL：0120-250-366
・ミャンマー語	毎週：金	TEL：0120-250-302